

秩父市告示第 177 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年8月28日

秩父市長 清野 和彦

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R8 尾田蒔 -1	秩父市田村 195 外	尾田蒔 6034 林班 48-1 小班外	山林	5.5489	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -2	秩父市田村 993-2 外	尾田蒔 6026 林班 9-1 小班外	山林	1.1642	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -3	秩父市田村 992-1 外	尾田蒔 6026 林班 8-1 小班外	山林外	0.7512	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -4	秩父市田村 1190 外	尾田蒔 6028 林班 68-1 小班外	原野外	0.0680	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -5	秩父市田村 1664	尾田蒔 6027 林班 82-1 小班	山林	0.9966	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -6	秩父市田村 1633 外	尾田蒔 6027 林班 69-1 小班外	原野外	0.5881	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -7	秩父市寺尾 553-1 外	尾田蒔 6043 林班 74-1 小班外	山林外	0.5275	2026.9.1～ 2031.3.31	

R8 尾田蒔 -8	秩父市寺尾 552 外	尾田蒔 6043 林班 73-1 小班外	山林	0.5385	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -9	秩父市寺尾 3669 外	尾田蒔 6029 林班 58-3 小班外	山林	0.1533	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -10	秩父市寺尾 6029	尾田蒔 6029 林班 72-1 小班外	山林	0.1978	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -11	秩父市寺尾 4201 外	尾田蒔 6025 林班 76-1 小班外	保 安 林 外	2.4213	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -12	秩父市別所 715-1 外	久 那 4022 林 班 63-3 小班外	山林外	0.5458	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -13	秩父市別所 50	久 那 4024 林 班 143-1 小班外	山林	0.1266	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -14	秩父市別所 128-2 外	久 那 4023 林 班 7-3 小班外	山林外	0.2412	2026.9.1～ 2031.3.31	
R8 尾田蒔 -15	秩父市別所 1414-1 外	久 那 4022 林 班 38-1 小班外	山林	1.1087	2026.9.1～ 2031.3.31	
計				14.9777		

2 縦覧場所 秩父市農林部森づくり課、秩父市のホームページ

3 本公告により、秩父市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上